

Title	日本書紀における「吾」「我」の使い分けについて
Author(s)	朴, 美賢
Citation	語文. 2010, 92-93, p. 13-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69133
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

日本書紀における「吾」「我」の使い分けについて

朴 美 賢

一 はじめに

日本書紀に記される一人称代名詞には「吾」「我」「予」「余」「朕」「寡人」「僕」「妾」などが見られる。このうち「吾」「我」は使用者に制限がみられず、全巻にわたって見られる。

漢籍における「吾」「我」を確認すると、『説文解字』に「吾、我自稱也、从口五声」、『爾雅』に「吾、我也」、『説文解字』に「我、施身自謂也、或説、我頃頓也」、『広韻』には「我、己稱」とあるように、辞書類において「吾」と「我」の大きな相違は見られない。一方、一九世紀末からの幾つかの研究では、「吾」は主語になることが多く、「我」は目的語になることが多いということが指摘されている。またカールグレンは「吾」は主格、属格であり、「我」は与格、対格である」という体系を提示し（カールグレン・大原信一（一九五八）参照）、多くの議論が行われたが、この体系に対しては例外が多いという反論があった。現在のところ

ろは「吾」「我」の使い分けを完全に説明できるほどの法則は立てられていない。なお、「格」による説明の他に階級差による諸説もある。

古事記における「吾」「我」については、山口ヨシミ（一九五七）が、「吾」と「我」は對者・使用者から見ると、制限があったものではないが、「我」は「我身」のように修飾語として用いられ、反対に「吾」は主語として用いられる」（一三二頁）と述べている。また西川恵三（一九六六）は古事記と日本書紀の同一内容を表す箇所を比較し、記紀において「吾」と「我」との間には区別がない」としている。

日本書紀の場合、全体を通して「吾」「我」の用い方に関する研究はまだ見られず、全体像が明らかではない。「吾」と「我」には使い分けがあるのか、あるいは表現のバリエーションのためものか考察の余地がある。本稿ではまず、「吾」「我」が文のどのような構成成分となるのかを考察し、また待遇関係に両者の使

い分けがあるのかについて考察を試みる。

二 一格による使い分け

二・一 使用状況

日本書紀における「吾」「我」の格による使用状況は次の表1のようである。(引用は日本古典大系によった。)

表1 格による使用状況

	全体		α群		β群	
	吾	我	吾	我	吾	我
主格	145	62	19	17	126	45
目的格	17	45	4	12	13	33
修飾格	97	98	27	42	72	56
計	261	205	50	71	211	134

α群…卷14～卷21、卷24～卷27

β群…卷1～卷13、卷22～卷23、卷28～卷29

表1で見ると、日本書紀全体では、主格に「吾」、目的格に「我」が多く、連体修飾格には両者がともに用いられていることがわかる。α群では目的格において「吾」と「我」の差が出る。前述のように漢籍において「吾」が目的格に用いられるのは異例

とされている。古事記では目的格に「吾」(一〇例)・「我」(六例)^③と大きな偏りは見られない。日本書紀において、異例ともいえる「吾」の目的格は主にβ群に用いられている。まず、α群に見える「吾」の目的格は次のようである。

(1) ① 有女人、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄。

(卷一五仁賢紀六年)

② 少兒等言、於吾野中、客人有在。…今欲、早知與吾可

以禮問答者姓名年位。(卷一九欽明紀一四年)

③ 毛野臣…更自謨曰、…若先吾取歸、依實奏聞、吾之罪

過、必應重矣。(卷一七繼體紀一四年)

④ 詔曰、…助朕施仁、翼吾補闕。(卷一七繼體紀七年)

①②は「於・與」の「介詞」とともに見られるもの、③④は他動詞の目的語である。他動詞の目的語には中国人著作と言われるα群では例外(①②)は見えるものの、多くは「我」が用いられ、中国の用法と基本的に同様であると言える。

一方β群に見える目的格の「吾」は次のようである。

(2) ① 已而謂伊弉冉尊曰、吾夫君尊、請勿視吾矣。

(神代卷第五段一書第九)

② 伊弉諾尊、…答曰、族也、勿看吾矣。

(神代卷第五段一書第十)

③ 素戔嗚尊勅曰、汝當以女奉吾耶。(神代卷第八段本書)

④ (天照大神而祝之曰)、當猶視吾。

(神代卷第九段一書第二)

⑤ 大物主神曰、若意吾兒大田々根子、令祭吾者、則立平矣。

⑥ 謂其妻曰、汝不忍令羞吾。吾還令羞汝。
(卷五崇神紀七年)

⑦ 時有神、託皇后而誨曰、若能祭吾者、(卷八仲哀紀八年)

⑧ 亦事代主尊誨之曰、祠吾于御心長田國。

⑨ 于時、伊弉冉尊恨曰、令吾恥辱、
(卷九神宮皇后紀九年)

⑩ 謂臣曰、吾則是國王也。除吾復無二王。
(神代卷第五段一書第六)

⑪ 其可與吾共理天下者、蓋有之乎。
(卷六垂仁紀即位前紀)

⑫ 爰弟媛以為、夫婦之道古今達則也。然於吾而不使。
(神代上第八段一書第六)

⑬ (杉子) 請之曰、河神崇之、以吾為幣。
(卷七景行紀四年)

(卷十一仁德紀十一年)

このうち⑪～⑬の介詞の目的語以外は他動詞の目的語で、中国ではあまり見られない用法である。日本書紀のβ群において、「吾」が「介詞」の目的語に用いられることは、他動詞の目的語ほど抵抗がなかったのではないかと見られる。しかしα群でなぜ目的格に「吾」が用いられているのか、まだ答えは得られていない。

い。

日本書紀における「吾」「我」の格による違いは、同一文に両者が用いられている時、よりはっきり見えてくる。例を挙げると次の(3)のようである。

(3) ① 日神曰、吾弟所以上來、非復好意。必欲奪之我國者歟。

吾雖婦女、何當避乎、
(神代卷第七段一書第三)

② 於是、素戔嗚尊、白日神曰、吾所以更昇來者、衆神處

我以根國。今當就去。
(神代卷第七段一書第三)

③ 對曰、吾是國神。號脚摩乳。我妻號手摩乳。是童女是

吾兒也。…往時吾兒有八箇少女。
(神代卷第八段本書)

④ 夫妻共愁、乃告素戔嗚尊曰、我生兒雖多、…今吾且產。

(神代卷第八段一書第二)

⑤ 時事代主神、謂使者曰、今天神有此借問之勅。我父宜

當奉避吾亦不可違。
(神代卷第九段本書)

⑥ 時故大己貴神、白於二神曰、我怙之子、既避去矣。故

吾亦當避。如吾防禦。今我奉避、
(神代卷第九段本書)

⑦ 大己貴神：乃以平國時所杖之廣矛、授二神曰、吾以此

矛卒有治功。…今我當於百不足之八十隅、
(神代卷第九段本書)

⑧ 時味耜高彥根神忿曰、朋友喪亡。故吾即來弔。如何誤

死人於我耶。
(神代卷第九段第一)

⑨ 於是、大己貴神報曰、吾所治顯露事者、皇孫當治。吾

將退治幽事。乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也。

吾將自此避去。

(神代卷第九段一書第二)

⑩ 是時、鰐魚策之曰、吾者八日以後、方致天孫於海宮。

唯我王駿馬、一尋鰐魚。是當一日之內、必奉致焉。故今我歸而、使彼出來。入海之時、隨其汀而進者、必至我王之宮。

(神代卷第一〇段一書第四)

⑪ 即入告其王曰、吾謂我王獨能絕麗。今有一客。彌復遠勝。

(神代卷第一〇段一書第四)

⑫ 兄則溺苦。便遙請弟曰、汝久居海原。若活我者、

(神代卷第一〇段一書第四)

⑬ 豐玉姬大恨之曰、不用吾言、令我屈辱。故自今以往、

(神代卷第一〇段一書第四)

⑭ 時稻飯命乃歎曰、嗟乎、吾祖則天神、母則海神。如何

厄我於陸、復厄我於海乎。

(卷三神武即位前記)

⑮ 時椎根津彥、計之曰、今者宜先遣我女軍、吾則驅勁

卒、直指黑坂、取菟田川水、

(卷三神武即位前記)

⑯ 時淳名川耳尊、謂神八井耳命曰、故我之陰謀、今日之事、唯吾與爾自行之耳。吾當先開竅戶。

(卷四綏靖即位前記)

⑰ 川上巢帥、亦啓之曰、吾是國中之強力者也。不勝我之

威力、而無不從者。吾多遇武力矣、

(卷七景行紀二七年)

⑱ (杉子) 請之曰、河神崇之、以吾為幣。是以、今吾來也。

必欲得我者、沈是匏而不令泛。則吾知真神、親入水中。

若不得沈匏者、自知偽神。何徒亡吾身。

⑲ 瑞齒別皇子、陰喚刺領巾、而誂之曰、為我殺皇子。吾

必敦報汝。

(卷二履中即位前記)

⑳ 於筑紫所居三神、見于宮中、言、何奪我民矣。吾今慚汝。

(卷二履中紀五年)

㉑ 二子各執王足、而唱曰、吾君无罪以死之、非乎。我父子三人生事之

(卷二安康紀元年)

㉒ 皇太子億計曰、白髮天皇、以吾兄之故、奉天下之事、而先屬我、我其羞之。

(卷一五頭宗即位前記)

㉓ 聖明王謂之曰、任那之國、與吾百濟、自古以來、約為子弟。既討新羅、更將伐我。吾欲據此、修繕六城。

并我兵士、勿使作田、吾給衣糧。欲奏天皇、北敵強大、我國微弱。

㉔ (大連) 謂馬子大臣曰、吾聞群臣謀我。我故退焉。

(卷一九欽明紀五年)

㉕ (大兄王) 少々違我之所喻。吾聞天皇臥病、

(卷二三舒明即位前記)

㉖ (大兄王) 吾會將訊叔父之病、向京而居豐甫寺。然我豈

鬻天下。

(卷二三舒明即位前記)

㉗ (大臣) 誨曰、吾知汝言之非、以干支之義、不得害。唯他非汝是、我必忤他從汝。若他是汝非、我當乖汝從他。

是以、汝遂有不從者、我與汝有暇。則國亦亂。然乃後

表2 同一文における「吾」「我」

区分	所在	ID	我			吾		
			修	目	主	修	目	主
β群	7③	1	1			1		1
	7③	2		1				1
	8	3	1			2		1
	8②	4			1			1
	9	5	1					1
	9	6	1		1			2
	9	7			1			1
	9①	8		1				1
	9②	9		1				3
	10④	10	2		1			1
	10④	11	1					1
	10④	12		1				1
	10④	13		1		1		
	三	14			2		1	
三	15	1					1	
四	16	1					2	
七	17	1					2	
一一	18		1		1	1	2	
一二	20		1				1	
一三	21				1	1		
α群	一五	22		1			1	
	一九	23	2	1		1	2	
	二一	24		1	1		1	
β群	二三	25		1	1		1	
	二三	26	1		1		1	
	二三	27			3		1	
計			13	13	11	8	1	30

生言之、吾一人破國也。

(卷三舒明即位前紀)

これらの用例を表にすると表2のようになる。(用例番号は(3)と同様のものである。また、神代の所在は、第七段一書第三の場合、7③のように示す)

表2から「吾」「我」が併用される場合、主格には「吾」が三〇例、「我」一一例と「吾」が多く用いられている。「我」が主格に用いられている場合、用例二二を除き、いずれも主格として「吾」と併用されている。主格には「吾」が優先的に用いられていることがよりはっきり見える。またその多くがβ群に見られることも特徴である。α群に見える主格の「我」のうち、「吾」と併用ではなく、「我」単独で用いられているのは次の一例のみあ

る。

(4) (大連) 吾聞群臣謀我。我故退焉。(卷二用明紀二年)

(4)は、前句の「謀我」の続きで用いられ、前句の影響かと考えられる。

このように同一文に「吾」「我」が併用される場合、主格は「吾」、目的格には「我」が用いられるのが基本であり、日本書紀における一般的な用いられ方と同様である。牛島徳次(一九六七)は、史記において同一対話中に「吾」「我」を用いられる場合、修飾関係には「吾」、客語(目的格)には「我」を用いるのが普通であると指摘する。目的格に「我」が多く用いられるのは、日本書紀においても基本的に中国の漢籍と同様であることがわか

る。

しかし、連体修飾に関しては若干異なる傾向がある。連体修飾には修飾される語彙によって「吾」「我」に相異が見られるため、以下でその使い分けについて見ることにする。

二・二 連体修飾における使い分け

「吾」「我」の被修飾語を次の①～⑧のように分類することができる。

- (5) ① 親族：父・母・兄・弟・姉・妹・夫・婦・子・児
 - ② 身心：手・身・臍・形・心・情・意・魂
 - ③ (心的・物的) 所有物：社・鉤・物・私用・年・風・言・名・病・過・失・陰謀・威力・力・など
 - ④ 祖先：祖・先祖・皇祖・天祖
 - ⑤ 君主：君・主・王・皇
 - ⑥ 国：国・土・野・天原・地名
 - ⑦ 民：使人・兵士・軍・属・厨人
 - ⑧ 神：神
- この(5)の分類は大きく二つに分けることができる。仮に①親族、②身心、③所有物をⅠ類とし、④祖先、⑤君主、⑥国、⑦民、⑧神をⅡ類とすると、Ⅰ類は私的・内的なもので、身のまわりのことを指しており、Ⅱ類は公的・外的であると言える。このⅠ類とⅡ類をそれぞれ「吾」「我」の使用によって分類すると、次の表3のようになる。

表3 連体修飾における「吾」「我」

		Ⅰ類			Ⅱ類				計	
		親族	身心	所有物	祖先	君主	国	民		神
吾	α群	8	5	8		1	6	2		30
	β群	38	15	11	1	4	3			72
	小計	46	20	19	1	5	9	2		102
我	α群	4	4	1	7	4	16	4	2	42
	β群	13	6	8	7	11	6	4	1	56
	小計	17	10	9	14	15	22	8	3	98

表3の小計を見ると、「吾」は「我」よりⅠ類と共起する傾向があり、「我」は「吾」よりⅡ類と共起する傾向があると言える。ここで、β群ではⅠ類の親族のうち、「我」の使用も十三例あるが、その多くが「子」である。これに関しては朴美賢(二〇〇〇)でワガコを表わす場合、日本書紀には「吾兒」「我子」と一種の慣用語のような使い分けが見られることを明らかにした。

以上のように、「吾」「我」の被修飾語を分類して見ると、身体・親族・所有物のⅠ類は「吾」が用いられ、祖先・君主・国・民・神のⅡ類には「吾」より「我」が多く用いられていると言える。

三 待遇関係による使い分け

牛島徳次（一九六七）によると、史記では「吾」はほとんどすべてが、目上の者が目下の者に対し、あるいは同輩同士で用いられるのに対し、「我」はそれらと同じ場合に用いられると同時に、目下の者が目上の者に対して用いられる」とされる。つまり「我」はすべての待遇関係に用いられているのに対し、「吾」は目下の者から目上の者に対しては用いられないということである。

また古事記においては山口ヨシミ（一九五七）によると「吾」「我」は対者・使用者に制限がないとされる。

では日本書紀ではどうかであろうか。また先述の二で見た、格による使い分けの結果も合わせて見ることにする。考察に当たり、以下の基準により上下関係を判断した。

- ・ 会話を導く「詔」「勅」「宣」などの用語を手がかりとする
- ・ 「朕」「臣」「僕」「妾」などの上下関係を明確に示す一人称代名詞や「君」「天孫」「奉」「奏」などの用語を手がかりとする。

・ 上下関係が明確な場合でも上述の基準に照らし合わせる。

調査の結果、日本書紀では上位から下位に対しては「吾」「我」両者が用いられている。一方、下位から上位に対しては、次の表4を参考されたい。上位に対して「吾」は三四例、「我」は三九例であるが、「吾」のほとんどがβ群に見え、α群には一例のみである。

表4 上位に用いられている「吾」「我」

	吾	我
α群	1	10
β群	33	28
卷三〇	0	1
計	34	39

(6) (有間皇子↓皇太子) 答曰、天與赤兄知。吾全不解。(卷二六齊明紀四年)

(6) は謀反を計った有間皇子が皇太子に対して「吾」を用いている。皇太子と有間皇子とは皇太子が上位ではあるが、主格であることが優先された可能性も考えられる。

α群における「吾」「我」を見ると、次のようである。

(7) ①② (皇太后↓天皇) 奉慰天皇曰、∴以我為初。∴更欲貢人曰、我之厨人菟田御戸部眞鋒田高天

(卷一四雄略紀二年)

③ (小根仍使漢彦↓大連) 啓於大連曰、∴我君、降大慈怒、促短之命 (卷一五清寧即位前紀)

④ (大伴大連金村↓天皇) 奏曰、夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物為名。 (卷一八安閑紀元年)

⑤ (三佐平等↓聖明王) 我郡令城主、(卷一九欽明紀二年)

⑥ (百濟↓日本) 上表曰、∴仍擯出我久禮山戌、而遂有之。

(卷一九欽明紀五年)

⑦ (物部大連尾興・中臣連鎌子↓天皇) 同奏曰、我國家之

王天下者 (卷一九欽明紀一二年)

⑧ (日羅↓天皇) 歎恨而曰：我君大伴金村大連、奉為國家、

使於海表、 (卷二〇敏達紀一二年)

⑨ (少女↓父) 陳其由。少女曰、願勿為憂、以我奉進、亦

復不晚。 (卷二四皇極紀三年)

⑩ (百濟↓日本) 大唐・新羅、并力伐我。

(卷二六齊明紀四年)

ここで、二で考察した格による使い分けの結果と合わせて考えて見ると、(7) は目的格 (①⑧⑨) や披修飾語が「我」と共起しやすいⅡ類のもの (②③⑧) であり、表2で見た結果と一致する。従って待遇関係が優先された結果であるのか、格が優先された結果であるのかは判断がつかない。しかし次の「吾」の例のように、格や修飾語による使い分けより待遇関係が優先されたものが見られる。

(8) ① (素戔嗚尊↓伊奘諾尊) 對曰、吾欲從母於根國、只為泣耳。 (神代卷第五段一書第六)

② (素戔嗚尊↓伊奘諾尊) 請曰、吾今奉教、將就根國。 (神代卷第六段本書)

③④⑤ (脚摩乳↓素戔嗚尊) 對曰、吾是國神。是童女是

吾兒也。往時吾兒有八箇少女。 (神代卷第八段本書)

⑥ (夫妻↓素戔嗚尊) 今吾且産。恐亦見吞。

(神代卷第八段一書第二)

⑦⑧⑨ (大己貴神↓二神) 故吾亦當避。如吾防禦。吾以

此矛卒有治功。 (神代卷第九段本書)

⑩ (二神↓大己貴神) 吾兒事代主、射鳴遨遊、在三津之磯。

(神代卷第九段一書第一)

⑪ (大己貴神↓二神) 對曰、疑、汝二神、非是吾處來者。

故不須許也。 (神代卷第九段一書第二)

⑫⑬⑭ (大己貴神↓二神) 吾所治顯露事者、皇孫當治。吾

將退治幽事。吾將自此避去。 (神代卷第九段一書第二)

⑮ (神吾田鹿葦津姫↓皇孫) 因曰、亦吾姉磐長姫在。

(神代卷第九段一書第二)

⑯ (木花開耶姫↓皇孫) 吾所娠、是若他神之子女、

(神代卷第九段一書第二)

⑰ (海神↓彦火火出見尊) 從容語曰、天孫若欲還鄉者、吾

當奉送。 (神代卷第一〇段本書)

⑱ (海神↓彦火火出見尊) 自言、是辱臨吾處。副其鉤而

奉進之曰 (神代卷第一〇段一書第二)

⑲ (豐玉姬↓王) 即入告其王曰、吾謂我王獨能絕麗。

(神代卷第一〇段一書第四)

⑳ (豐玉姬↓彦火火出見尊) 大恨之曰彦火火出見尊、不用

吾言 (神代卷第一〇段一書第四)

㉑㉒㉓ (長髓彦↓天皇) 是娶吾妹三炊屋媛、故吾以饒速

日命、為君而奉焉。…吾心推之、未必為信。

24 (倭迹迹日百襲姫命↓天皇) 言于天皇、吾聞、武埴安彦之妻吾田媛、

25 (大中姫↓五十瓊敷命) 吾手弱女人也。

26 (弟媛↓天皇) 然於吾而不便、則請天皇曰、

27 (二神↓天皇) 時有二神。曰阿蘇都彥・阿蘇都媛。忽化人以遊詣之曰、吾一人在

28 29 30 (川上梟帥↓日本武尊) 叩頭曰、且待之。吾有所言。

…吾是國中之強力者也。…吾多遇武力矣、

(卷七景行紀二七年)

31 (武内宿禰↓忍熊王) 誘忍熊王曰、吾勿貧天下。唯懷幼王、從君王者也。

32 (久氐等↓皇太后) 奏曰、…吾王歡喜踊躍、不任于心。

33 (草壁皇子尊↓天皇) 先進盟曰、…吾兄弟長幼、并十餘王、…俱髓天皇勅、而相扶無忤。

(卷二十九天武紀八年)

26の「然於吾而不便」は「吾」が目的格に、①・⑧・⑫の「處」「王」は「我」と共起しやすいⅡ類の修飾語が「吾」とともに用いられている例もある。これらはやはり待遇関係が優先されたもの見られる。

このように待遇関係における「吾」「我」の用い方は、 α 群では下位から上位に対しては基本的に「我」が用いられ、「吾」はあまり用いられないという使い分けが見られる。これは中国における用法と同様である。しかし β 群では上位に対しても「吾」が用いられ、 α 群と相異が見られる。 β 群は古事記と同様な用い方であり、和習とも言える。

四 まとめ

日本書紀における「吾」「我」の使い分けには全巻を通しての要因は見られない。しかしこれは直ちに両者が区分なく用いられていることを意味するものではない。中には編纂過程における相異が反映されているものや、編者の意識的な使い分けが見える。使い分けは以下のように纏められる。

格において、「吾」は主格に多く用いられ、目的格の使用が少ない。中国人述作と言われる α 群では異例が少なく、 β 群に多く見られることから編纂過程の差とも考えられる。連体修飾格の場合、修飾される語彙を中心に見ると「吾」は親族・身心・所有物のⅠ類に、「我」は祖先・民・君主・國などのⅡ類に見え、「吾」「我」の意識的な使い分けがあると見られる。

待遇関係を見ると、 α 群 β 群に相異が見られる。 β 群では古事記と同様に上下関係なく用いられている。一方 α 群では上位に対して「吾」はあまり用いられないなど、漢籍と基本的に同様である。よって待遇関係における相異には編纂過程が反映されている

と思われる。文によっては格より待遇関係が優先されたものと見られるものもある。

注

(1) 例えば、馬建忠『馬氏文通』商務印書館、四三頁

「発語者「吾」字、按古籍中用于主次、偏次者其常、至外動後之賓次、惟弗辞之句則間用焉、以其先乎動字也。若介字後賓次、用者僅矣」や、胡適(一九一七)『吾我論』『胡適文存』安徽教育出版社、二三九頁～二四三頁(第一、吾字用于主次。第二、吾字用于偏次猶今言「我的」或「我們的」也、位于名詞之前、以示其所屬。單數為常、複數為變。第三、吾字用于偏次、位于代詞「所」字之前。第四、吾字不可用于賓次。其用于賓次者、非由錯寫、必系后人之變法、而非古文之用法矣。第五、我字用于賓次、為外動之止詞。第六、我字用于賓次、為介詞之司詞。第七、我字用于偏次之時、其所指者、複數為常、單數為變。第八、我字有時亦用于主次、以示故為區別或故為鄭重之辭」などがある。

(2) 牛島徳次(一九六七)がある。

(3) 古事記における「吾」「我」の目的格の用例は以下のようなのである(日本古典文学大系によった)。

【吾】

①其妹伊邪那美命、言_レ令_レ見_レ辱_レ吾、(上、六四頁)

②伊邪那岐命、告_レ其桃子、汝如_レ助_レ吾、(上、六六頁)

③速須佐之男命、詔_レ其老夫、是汝之女者、奉_レ於_レ吾_レ哉、(上、八六頁)

④於_レ是大國主神、愁而告、_レ孰神與_レ吾能相_レ存此國耶、(上、一〇八頁)

⑤⑥爾其熊曾建白、_レ於_レ西方_レ除_レ吾_レ人、無_レ建強人。然於_レ大倭

國、益_レ吾_レ二人而、(景行記、二〇八頁)

⑦即詔_レ吾建内宿禰大臣、_レ令_レ賜_レ於_レ吾、(応神記、二四四頁)

⑧曾婆詔理、為_レ吾雖_レ有_レ大功、既殺_レ己君、是不_レ義、(履中記、二八六頁)

⑨其王子答詔、然者更無_レ可_レ為、今殺_レ吾、(安康記、三〇四頁)

⑩爾天皇望、令_レ問曰、於_レ茲倭國、除_レ吾亦無_レ王、今誰人如此而行、(雄略記、三一六頁)

【我】

①伊邪那岐命答曰、_レ莫_レ視_レ我、(上、六四頁)

②③吾云、汝者我見_レ欺言竟、即伏_レ最端_レ和邇、捕_レ我_レ刺_レ刺_レ、(上、九三頁)

④建御名方神曰、恐_レ、莫_レ殺_レ我、(上、一二二頁)

⑤爾沙本毘古王謀曰、汝寔思_レ愛_レ我者、(垂仁記一八八頁)

⑥於_レ是御子、令_レ白_レ于_レ神云、於_レ我給_レ御食之魚、(仲哀記三三六頁)

参考文献

牛島徳次(一九六七)『漢語文法論』大修館書店

王力(一九五七)『漢語史稿』中科学出版社

太田辰夫(一九八一)『中國語歴史文法』朋友書店

太田辰夫(一九九八)『中國語史通考』白帝社

尾崎雄二郎(一九八〇)『吾・我』の使い分けについて『中国語音韻史の研究』創文社

カールグレン・大原信一(一九五八)『中国の言語』その特質と歴史について、江南書院

北川修一(二〇〇四)『日本書紀』における中国口語と倭習の問題『和漢比較文学』第三一号

胡適(一九一七)『吾我論』『胡適文存』安徽教育出版社

- 佐藤亨(二〇〇一)『古事記』における第一人称代名詞―用字法(借訓)にみる待遇表現―『日本語日本文学』第十一号、創価大学日本語日文学会
- 志村良治(一九八四)『中国中世語法史研究』三冬社
- 杉田泰史(一九九三)『古典中国語における一人称代名詞「吾」と「我」の使い分け』言語学論叢 特別号、筑波大学一般応用言語学研究室
- 鈴木直治(一九八七)「我」「吾」について『金沢経済大学論集』第二一巻第二・三合併号
- 高倉克己(一九八二)「吾我論」『人文研究』第三巻第七号、大阪市立大学文学会
- 西川恵三(一九六六)「上代における「我」「吾」・「あ」「わ」について」『愛文』四号、愛媛大学文学部国語国文研究会
- 朴美賢(二〇〇二)「日本書紀における「兒」「子」の考察」『国語文字史の研究』七、和泉書院
- 森川富治(一九三八)「古事記に於ける文字使用上の一考察―所謂異字同訓の文字を中心に―」『国語国文』八巻八号
- 山口ヨシミ(一九五七)「古事記の自称代名詞の用字法について」『古事記年報』四
- 山崎直樹(一九九二)『左伝』における「吾」「我」による格表示の分裂の条件』『中国語学』二二三八
- 横田健一(一九八四)『日本書紀成立論序説』塙書房

(ばく・みひょん 釜山大学日本研究所研究員)